

個人情報の取扱いについて

- 1 館山市は、移住支援金の交付に際して得た個人情報について、館山市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、移住支援金の交付のために利用します。  
また、館山市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援金の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 2 起業タイプで申請の方は、次の事項もご確認ください。
  - (1) 館山市は、移住支援金の交付を決定した場合、交付決定対象者の氏名及び交付決定日を、千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、(公財)千葉県産業振興センターに通知します。
  - (2) (公財)千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、館山市は、館山市が移住支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、(公財)千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けます。
  - (3) 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援に必要があるとして(公財)千葉県産業振興センターから求めがあった場合、館山市は、館山市の把握している住所及び連絡先を(公財)千葉県産業振興センターに情報提供します。

上記事項について、同意します。

氏名

Ⓜ